

# 令和4年度 第2回さいたま市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 議事録

日時：令和4年10月27日（木）14：00～15：45

場所：本庁舎 議会棟 全員協議会室

## 【 次 第 】

- 1 開 会
- 2 議 事
  - (1) 「さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」  
令和4年度進捗状況及び評価に係る意見具申（案）について
  - (2) 「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」  
の中間年度見直しについて
- 3 その他
- 4 閉 会

## 【 資 料 】

- 席次  
名簿  
次第
- 資料1 第2期 さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン進行管理  
（まとめ）
  - 資料2 「第2期 さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」  
進行管理表【子ども・子育て支援事業計画必須記載事業】
  - 資料3 「第2期 さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」  
進行管理表【子ども・子育て支援事業計画必須記載事業】
  - 資料4 第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン  
【令和2年度～令和6年度】・・・中間見直し（素案）の概要・・・
  - 資料5 「公立保育所のあり方に関する基本方針」策定に向けた方向性に  
ついて
  - 資料6 事前質問一覧

## 【出席者・欠席者（敬称略）】

### 〈委員〉

出席委員・・・大川野芙子、江原悦子、岡村正美、清水浩、鈴木真由美、須田あかね、永富加代子、濱田浩、半田達也、山中冴子、山本光亮、大野夏美、小野雄大、片山篤美、須崎統子、濱口麻菜美、松島万里子、若松隆

欠席委員・・・岡村洋彦、加納浩美、木村和孝、久保村康史、高野直美、武田ちあき、松本辰美、久世晴雅、竹越利之

### 〈事務局〉

#### ・子ども未来局

子ども育成部：安部部長、子育て支援政策課 竹澤課長、青少年育成課 栗原参事（兼）課長 他

幼児未来部：江幡部長、幼児政策課 阿部参事（兼）課長、のびのび安心子育て課 千葉参事（兼）課長、保育課 松尾課長 他

子ども家庭総合センター：子ども家庭支援課 向山参事（兼）課長 他

## 【開 会】

### （１）委員の出席状況

委員定数２７人に対し半数以上の１８人の出席があり、「さいたま市社会福祉審議会条例」の規定により、児童福祉専門分科会成立の報告

### （２）配布資料の確認

### （３）傍聴希望者なし

## 【議 事】

### （山中会長）

それでは、これより議事を進めます。まず、議事（１）「第２期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」令和３年度進行管理について、執行部から説明をお願いします。

### （子育て支援政策課）

それでは、議事１「第２期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」の令和３年度進行管理についてご説明させていただきます。お配りしております資料の内、A４の資料１「第２期 さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン進行管理（まとめ）」を用いて、ご説明させていただきます。この資料は、配付しております資料２及び資料３の進行管理表をまとめたものでございます。

表紙をめくって、１ページをご覧ください。まず、「第２期 さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」の「計画の位置付け」ですが、本計画は本市の子ども・青少年に関する総合的な計画として、「さいたま市総合振興計画」の下に、「さいたま市保健福祉総合計画」の部門別計画として位置付けられております。なお、計画としては第２期であり、計画期間は令和２年度から令和６年度までの５か

年となっております。

2ページをお願いいたします。こちらは、「計画の基本的な考え方」をまとめております。本計画は、「子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考え、未来を担うすべての子ども・青少年が輝いて生きられるまち」を目指すことを基本理念とし、子ども・子育て支援法における「子ども・子育て支援事業計画」及び、子どもの貧困対策の推進に関する法律における「子どもの貧困対策についての計画」から構成されております。「子ども・子育て支援事業計画」につきましては、「子ども・青少年が主体の視点」「すべての子ども・青少年・子育て家庭を支援する視点」、「社会全体で支援する視点」という3つの視点のもと、「子ども・子育て支援法」に基づき、5つの基本目標を定め、再掲事業を除いた116の事業を掲載し推進してまいりました。

また、子どもの貧困対策につきましては、現在貧困に陥っている子ども・青少年・家庭に対する支援及び「貧困の連鎖」への対策と、次世代の子ども・青少年・家庭が貧困に陥ることを防ぐため、短期的・長期的な両方の視点に立った「子どもの貧困対策を支える基盤づくり」と、「子どもの貧困対策における施策の柱」の2本立てで施策を展開しております。「基盤づくり」はすそ野が広いため、本市の各分野別計画から基本目標・基本施策に合致する多くの事業の一部を例示しております。「施策の柱」につきましては、様々な困難を抱えている家庭に支援が確実に届くよう、また、困難な状況が次代に連鎖しないよう、既に掲載されている事業を除き19の事業を実施しております。

なお、今回は、「子ども・子育て支援計画」に関する116事業及び、子どもの貧困対策に関する19事業の合計135事業について、事業の性質上、評価指標を分割して評価すべき事業もあるため、144事業に分割し、進行管理を行っております。

3ページをご覧ください。この144事業について、令和3年度の事業内容を振り返り、各事業の進行状況による評価や今後の課題の検討を各事業の所管において行っております。評価におけるA、B、Cの基準につきましては、あくまで目安ですが、資料2掲載の事業であれば「確保方策」に対し、資料3掲載の事業であれば「目標値」に対し、実績が90%以上達成したものはA、70%以上90%未満はB、70%未満はCとして、評価をしております。令和3年度の全体の評価としては、A評価及びB評価とした事業が144事業中、132事業で、91.7%でした。また、C評価とした事業が12事業、8.3%ございました。C評価の事業につきましては昨年と比較し、減少しており（※昨年度18事業）、そのほとんどが新型コロナウイルス感染症の影響によるものとなっております。

4ページをご覧ください。こちらは、令和3年度の事業評価につきまして、基本目標別に一覧にしております。

次に、5ページをご覧ください。このページから14ページまで、基本目標ごと

に、各事業の名称と総合評価を一覧にしております。事業名が太字になっているものは、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画 必須記載事業」で、資料2に詳細を記載しています。一方、事業名が細字になっているものは、これに該当しない「その他事業」で、資料3に記載しています。各事業の詳細につきましては、資料2、資料3をご参照ください。

次に15ページをご覧ください。ここからは、総合評価をA評価及びC評価とした事業のうち、計画必須掲載事業をメインとしたいくつかの事業について、ご説明させていただきます。まず事業番号2「妊産婦・新生児訪問指導事業」になります。この事業は、妊婦健康診査の結果、保健指導が必要とされた妊婦、出生連絡票により訪問希望のあった新生児、乳児及びその保護者(里帰り出産を含む)を対象とし、妊産婦・新生児及び乳児の健康増進と育児不安の軽減を図るため助産師・保健師等が訪問指導を行う事業です。訪問件数について、令和3年度は13,760件を見込み、体制確保を目標としたところ、訪問実績12,690件となりました。妊産婦・新生児訪問は、ハローエンゼル訪問と併せ、乳児全戸訪問事業となっており、すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐ等の目的もありますので、今後もより多くの方が利用できるよう、妊娠届出時の案内やホームページの掲載等で周知を継続していく必要があります。

次に16ページをご覧ください。事業番号15-1、15-2「保育所等」になります。保育を必要とする就学前までの児童を保育するため、認可保育所などの新設や定員増を進める事業です。令和3年度の目標を0歳児の定員2,672人、1～2歳児の定員11,867人、3～5歳児定員15,501人としておりましたところ、それぞれ、2,776人、10,801人、16,563人とすることができました。令和4年4月現在では待機児童は0となりましたが、今後も引き続き、保育需要に対応できるように保育施設の整備を進めていく必要があります。

次に、17ページをご覧ください。事業番号25「時間外保育(延長保育)事業」になります。この事業は、保護者の就労形態の多様化や通勤の長時間化等に伴い、11時間の開所時間を超えて必要とされる、保育需要に対応する事業です。時間外保育(延長保育)の実施施設数について、令和3年度は279施設を目標としておりましたところ、292施設で実施することができました。今後も引き続き、保護者の就労形態の多様化や通勤の長時間化に伴い、年々増加している保育需要に対応できるように保育施設の整備と併せて延長保育実施施設の整備を進めていく必要があります。続いて、事業番号35「ファミリー・サポート・センター運営事業」になります。この事業は、育児の援助を受けたい方(依頼会員)と育児の援助を行いたい方(提供会員)の相互援助活動により、子どもの預かりや保育施設などへの送迎を行うことで、子どもを持つすべての家庭が安心して育児・仕事を続けられる環境を整備し、地域の子育て支援の推進を図る事業です。育児の援助を行う提供会員数について、令和3年度は1,230人を目標としておりましたところ、1,1

71人となりました。今後も支援を必要としている家庭への更なる周知を行うとともに、依頼会員からの援助依頼の増加に対応するため、提供会員の登録数増加も必要となります。

次に、18ページをご覧ください。事業評価C「改善余地あり」と評価した事業の例といたしまして、事業番号81「子どもの居場所づくり（多世代交流会食）」になります。この事業は、地域社会の中で子どもたちが様々な世代との交流を通じて、健全に成長できる環境づくりを推進することを目的として、市内で会食を実施する団体等に対し、食材費等の経費の一部を助成する事業です。目標としていた事業実施箇所数2か所増ですが、令和2年度の14か所に対し、令和3年度は11か所と3か所減となったことから、「C」評価としております。課題といたしましては、コロナ禍において、会食を通じての多世代交流の実施は難しく、開催を見送るケースが多い状況でした。会食の代替として配食による実施を認める特例を認めておりますが、引き続きコロナ禍においても事業を継続できる方法を検討していきます。

以上、各事業の総合評価等について説明させていただきました。令和3年度におきましても、コロナ禍にありながら、皆様のご協力により、計画における様々な施策を進めてきたところですが、共働き世帯の増加や核家族化の進展などにより、保育所等の利用を希望される方の増加はまだ続くことが予想されます。今後も引き続き保育需要に対応するため、受け皿確保に取り組んでいく必要があります。さらに、児童虐待が増加の一途をたどり、児童問題については複雑、深刻化する中、児童相談所への虐待通告や相談が増えているため、相談体制を強化し、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、家族の再統合に至るまで切れ目のない支援を推進し、関係機関との連携の強化や専門性の更なる向上を図っていく必要があります。今後におきましても、子ども、青少年、子育て世代のため、多様化する子ども・子育て支援に関するニーズに応えられるよう、「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」に沿った施策を着実に遂行していくとともに、次世代を担う子ども・青少年を社会全体で育てていく気運を醸成し、「子育て楽しいさいたま市」の実現を目指してまいります。引き続き、委員の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### **（山中会長）**

ただいま、事務局より、3年度の進行管理について、ご説明ありましたけれども、資料送付の際に皆様にお話しありました通り、今回からあらかじめ質問をご提出いただくということにさせていただいております。別紙6が、事前に出していただいております質問ですので、まずは執行部からご回答いただければと思っております。お願いできますでしょうか。

**(子育て支援政策課長)**

高野委員からご質問がございました。質問番号 1 のファミリーサポートセンター運営事業、子育て緊急サポートセンター運営事業、ヘルパー派遣事業についての子育て世帯への情報発信について、回答させていただきたいと思います。事業番号 35 ファミリーサポートセンター事業、同じく 36 子育て緊急サポートセンター事業の周知につきましては、区役所の窓口や子育て支援センターにおきまして事業案内を配布してございます。その他、理事会に案内チラシの回覧をいただいているところでございます。また、子育てに関する情報誌であるさいたま市子育て応援ブックに事業を掲載するなど、幅広く周知を図っているところでございます。

また、事業番号 38 子育てヘルパー派遣事業につきましても、ホームページや市報、子育て応援ブックに事業を掲載しているほか、本事業は、妊娠期、出産時期に利用が多いことから、母子手帳にも事業を掲載するなど、様々な媒体を通じまして、周知を図っているところでございます。ほかの事業につきましても、ホームページや市報をはじめ、様々な媒体を通じまして、子育て世代が必要とする情報を効果的に周知できるよう、努めてまいりたいと考えてございます。

回答は以上でございます。

**(山中会長)**

ありがとうございます。何か皆様からあれば、付け加えていただくことも可能ですけれども、いかがでしょうか。

私からよろしいでしょうか。ホームページなど多様な手法で周知していただいていることは承知しましたが、例えば、若い世代への SNS の活用などの可能性はどれくらいあるのか教えていただけますか。

**(子育て支援政策課長)**

お答えいたします。

SNS 等の活用も可能でございますが、現在活用していないですが、今後そういった手法による、周知を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

**(山中会長)**

ありがとうございます。いろいろな手段が出てくるので、うまく対応できるような形で増やしていけるといいと思います。

それでは続いて、同じく、高野委員から質問をいただいておりますので、ご回答をお願いいたします。

### （青少年育成課長）

はい、青少年育成課からお答えいたします。

放課後児童クラブについてご質問いただきました。

まず、報告児童クラブで働く放課後児童支援員の確保についてでございます。

放課後児童支援員につきましては、職員の不足ということが、ご質問の中にあるんですけれども、どちらのお仕事についてもちょっと不足ということを言われている中で、やはり放課後児童クラブにおいて、支援員の方々についても同様の状況でございます。

支援員の募集につきましては、市のホームページに掲載するなど、広く周知をして、またそれぞれのクラブさんにおきましても、募集活動を積極的にやられているところがございますので、引き続き、確保に向けて努めてまいりたいと思っております。続きまして待遇改善につきましてはご質問いただきました。放課後児童支援員の対象としましては、経験年数に応じた処遇改善費補助金というものを示しております。それから、令和4年の2月からは、放課後児童クラブで働く職員全員を対象として、月額9000円相当の賃金改善をしております。

また研修につきましては、経験年数や支援員として必要とされるいろんな分野があるんですけれども、そういった分野の研修会を年に8回開催しているところがございます。また自主的な研修会もそれぞれのクラブさんですとか、あるいはクラブをまたいで、運営事業者間の中で行われていると聞いております。こうした工夫によって、支援員の確保や資質の向上など、継続して環境整備のための支援を行っています。

次に、家賃につきましては、駅が近いような商業地域になりますと、そういったクラブにおきましては本市の基準ということで、家賃の補助をしているんですけれども、それ以上の家賃を負担している場合もございますけれども、これからさらに放課後児童クラブへの支援の充実を図るため、今年度から委託基準の見直しを行うところがございます。その効果を検証しながら、引き続きふさわしい支援について検討して参りたいと考えております。

### （山中会長）

どうもありがとうございます。事前にいただいている質問に関わるのは以上かと思えます。ありがとうございます。

ここまで挙げた2点に関わる質問や、それ以外につきましても、他にご意見等あれば、お出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

お願いいたします。

### （半田委員）

半田です。今日は、児童相談所の方が見えられませんが、資料3のその他事業の中の63番、里親支援制度ですが、さいたま市における、家庭的養育、こちらにつきまして、以前、埼玉県と一緒にだったんですけれども、委託率で比べても急激にのびて、非常にそれは、素晴らしいことだと思います。それでさらに良くしたいと思ひまして、今年の6月に会から意見要望書をもって、相談所所長さんに出しております。ぜひ、「その回答を年内または遅くとも年度内にはいただけるように、お願いいたします」ということを伝えかけた。

**(子育て支援政策課長)**

団体から出されました要望等につきましては、この後児童相談所に伝えまして、しっかり回答させていただく形をとりたいと思います。

**(半田委員)**

それで結構です。

**(山中会長)**

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。事業数が多いのですが、市長に意見具申しますので、いろいろとご意見頂戴できればと思います。各委員のご関係のところなど中心に見ていただければと思います。

それでは、ここまでで資料1から3に関わる議題は終わりとさせていただきたいと思いますが、またご確認いただき、何かご意見等あれば事務局の方にご連絡お願いします。

いただいたご意見をもとに、市長へ本分科会として意見具申をすることとなっております。その内容につきましては、いただいたご意見等をもとに、恐縮ですが、私に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<委員から拍手>

**(山中会長)**

ありがとうございます。意見具申の結果につきましては、事務局より皆様にご報告させていただきます。

それでは議事を進めさせて頂きたいと思います。議事(2)「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プランの中間年度見直しについて」執行部から説明をお願いします。

**(子育て支援政策課)**

それでは、「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン」の中間年度の



見直しにつきまして、ご説明いたします。お手元の資料4「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン・・・中間見直し（素案）の概要・・・」について、お願いいたします。まず、本中間見直しの趣旨でございますが、市町村子ども・子育て支援事業計画につきましては計画期間の中間年度を目途に数値等の見直しを行うこととされており、国からの事務連絡を踏まえ、計画の残りの期間にあたる令和5年度及び令和6年度の「量の見込み」及び「確保方策」につきまして、現状と10%以上のかい離があるものなどについて、数値の見直しを行うものです。また、計画に掲載があります「子どもの貧困」につきまして、前回調査から5年を経過し、コロナ禍による児童を取り巻く環境の大きな変化が予想され、支援ニーズに応じた計画の検討を行うため、計画の中間見直しと合わせて、あらためて児童の生活状況の調査を行ったものです。最後に、計画策定以後に開始した事業などにつきまして、新たに計画に掲載するものでございます。

次に、資料4の1ページ下部の「中間見直し（改定）の概要」をご覧ください。量の見込み・確保方策の見直しの対象となるのは、国の基本指針に基づく「計画必須記載事項」となっている地域子ども・子育て支援事業となります。

なお、「量の見込み」につきましては、想定される利用人数等の数値であり、「確保方策」は、その利用人数を受け入れるために提供する定員や施設数などの数値となり、この「確保方策」が達成すべき目標値となります。このうち、見直しをする事業について、説明させていただきます。まず、1番の「幼稚園・認定こども園」につきまして、確保方策となる利用者数について、定義を見直し、これまでは「市内在住者かつ市内幼稚園、認定こども園の利用者の数」としていましたが、「新制度を含む幼稚園については認可定員を、認定こども園は1号部分の利用定員を算出し、合計値」を確保方策とするものです。次に2ページをお願いします。2番の「保育所等（3～5歳児）」及び、3番の「保育所等（0～2歳児）」につきましては、利用者数の見込み値である「量の見込み」及び、提供できる人数である「確保方策」につきまして、現在の保育所等の整備状況などに合わせて見直しを行うものです。次に4番「放課後児童クラブ」につきましては、利用希望者数の見込み値である「量の見込み」及び、受け入れ可能児童数である「確保方策」につきまして、現在の利用希望者数の推計に合わせた見直しを行うものです。見直しを行う事業は以上です。

続きまして、3ページの「2 子どもの貧困対策推進計画」をご覧ください。子どもの貧困について、今年度8月に、子育て世帯を対象にした「子どもの生活状況等に関するアンケート調査」を無作為抽出した世帯及び、生活保護や児童扶養手当受給世帯、就学援助受給世帯等の支援利用者世帯に対し、実施いたしました。委員の皆様におかれましては、調査票作成にあたり、貴重なご意見をいただきましたこと、あらためてお礼申し上げます。また、日ごろから困難を抱える子どもや家庭への支援に関わっている、区役所や相談機関、児童養護施設等の支援者に対してアンケート調査も実施いたしました。

次に、4ページの「(3) 子どもの生活状況等に関するアンケート調査結果の概要」をご覧ください。子育て世帯を対象としたアンケートの調査結果について、保護者、小学生、中学生といった回答者区分ごとに、コロナ禍における影響や、一般と支援利用者との比較、前回調査との比較などにより、顕著な傾向がみられるものを記載させていただいております。一例といたしまして、保護者への調査では、生活保護や児童扶養手当の受給などの支援を受けている支援利用者の世帯において、新型コロナウイルス感染症の拡大により、世帯全体の収入が「減った」と答えた割合が、一般の子育て世帯に比べ、21.7ポイント高くなっております。小学生への調査では、家の手伝いをするのが「週に半分程度」と答えた小学生は、支援利用者に比べ、一般のほうが高くなっている一方で、支援利用者世帯の小学生は家の手伝いをするのが「ほとんどない」と答える割合が高くなっています。中学生以上への調査では、進学希望について「大学またはそれ以上」と答えた割合が、支援利用者は一般に比べ、28.2ポイント低くなっています。次に6ページの支援者アンケート結果の概要をご覧ください。5年前にも同様の調査をしていますが、今回の調査では新たに、新型コロナウイルス感染症による影響という欄を設けております。その中で主な意見として「外出や交流機会が減ったことによる、ストレス」や「オンライン授業」などへの意見がありました。

次に7ページから9ページの新規掲載事業について、説明させていただきます。令和2年3月の計画策定時から現在までに新たに開始した事業などについて、計画に掲載するものです。ひとつめは、「幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」。こちらは、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する満3歳以上の幼児(幼児教育・保育の無償化の対象とならない幼児に限る。)の保護者に対し、経済的負担の軽減を図る観点から、施設の利用料の全部又は一部を補助するものです。つぎに、「送迎保育ステーション事業」。こちらは、小規模保育事業の卒園者等の進級先として、幼稚園を利用できる環境を整備するため、幼稚園と連携した送迎保育ステーション事業を実施するものです。つぎに、「子ども家庭総合支援拠点事業」。こちらは、各区役所に設置した子ども家庭総合支援拠点において、子育て全般に関する相談や児童等への必要な支援を実施するものです。つぎに、「ヤングケアラー訪問支援事業」。こちらは、子ども家庭総合支援拠点において、支援が必要と判断したヤングケアラーのいる家庭を対象に、日常生活における負担を軽減すべく支援員を派遣するものです。つぎに、「医療的ケア児保育事業」。保育所等において、恒常的に医療的ケアを必要とする児童を受け入れ、看護師等による医療的ケアを行うとともに、主治医等との連携体制を構築することにより、安全な集団保育を提供するものです。つぎに、「養育費に関する公正証書等作成促進補助金」。こちらは、ひとり親家庭の方が養育費に係る取決めを行い、債務名義化することを支援するため、養育費に関する公正証書等を作成する際にかかる本人負担費用を補助するものです。つぎに、「養育費の保証促進補助金」。こちらは、ひと

り親家庭の方が養育費を確実に受け取ることができるよう支援するため、保証会社と養育費保証契約を締結する際に負担する費用（保証料）を補助するものです。最後に、「ひとり親家庭等訪問相談事業」。こちらは、相談員がひとり親家庭等の父母又は養育者の自宅を訪問し、その方に合った制度を案内し、さらに就労、転職、キャリアアップ、家計管理、しつけ、教育、住居、家事、健康管理、恋愛、結婚相談等の相談に応じることで自立の促進を図るものです。以上8つの事業を新たに計画に掲載したいと考えております。

中間見直し（素案）の概要についての説明は以上となります。

#### （山中会長）

どうもありがとうございました。ただいま、事務局より子ども・青少年のびのび希望プランの中間年度見直しについてのご説明がありました。こちらは事前の質問はありませんでした。この場でも出していただければと思っております。ご意見等、いかがでしょうか。お願い致します。

#### （大川委員）

7ページの、ヤングケアラーは今すごく問題になってますね。このヤングケアラーというのは、中学校の先生でも、不登校の子供がヤングケアラーのために不登校になってるのか、まだ確認がされてないのが現状ですね。

学校の連絡会に伺ったときに、我が学校では、不登校の生徒が何と言っててどうなったと堂々とおっしゃる。不登校の内容はどのような調査がされてますかと聞くと、「いや、わからない。」というんです。ただ、学校によっては、学校に1年来てない子供もいるんです。ヤングケアラーは、さいたま市の条例ができましたね。ヤングケアラー条例が。それをまた内容的にはただ作っただけで、内容的な進展は聞いてないんですけど、今後こういう子供たちが、どのように行政として、わかって、手助けができるのか。

先日ですね、テレビを公開されてまして、ヤングケアラーになった子供さんが、どこに自分の居場所を訴えていいか、相談していいかわからないんですよ。それが現状だと思いますね。この点について、今後は難しいところではありますが、一人でもそのヤングケアラーで悩んでいる子供もどういうふうにして調べて把握するのか、これをこれから模索してやることになると思いますが、どうぞ皆さんね、知恵を出し合ってください。

学校に行きたいけどお年寄りをお世話しなきゃなんないという子どもが、コロナがあって学校が休校になったところからあります。それから、親が働いてて、子供さんがおじいちゃんのお世話をしたりしてるのが、実情として多いです。これは私たち民生委員としても、なかなか見いだすことができない、学校自体が見いだすことのできないので、どうぞこの点について、いろいろと検討していきながらやっていただ

きたいなと思っております。よろしく願いいたします。

**(山中会長)**

ありがとうございます。

ここで書かれている「支援が必要と判断した」というところで、誰が判断するかというご質問かと思えます。この点、ご回答いただけますか。

**(子ども家庭支援課)**

お答えいたします。誰が必要と判断するかっていうところのお話からさせていただきたいと思えます。先ほど説明がありましたが、今年の4月から10区の支援課に子供家庭総合支援拠点というものを設置いたしました。

この拠点の中で、毎週行われているケースカンファレンスで、でてくるすべてを皆で共有して、ヤングケアラーと思われる家庭やお子さんにつきまして、その場で話し合い、この家には訪問支援が必要ということであれば、そのお宅に訪問支援事業をご案内していくというような方法を現在とらせていただいております。

**(山中会長)**

ありがとうございます。

始まってまだまもない取り組みをこれから積み重ねていくということだと思えますけれども、各拠点で可視化されて、発見される人数で十分かどうかというご質問だと思います。そのあたりの認識はいかがですか。

**(子ども家庭支援課)**

4月から始まったばかりですが、去年の活動として一つ、学校ですとか、外の機関にアウトリーチをかけていって、情報いただけてくる、情報を共有するということをして、そういった中にも気になるっていうのは、把握ができますし、また区役所にございますので、その窓口で気になるお子さんがいた場合にも、そういったところからの情報っていうのもいただくことができます。もちろんこれはすべてではないと思えます

**(大川委員)**

役所の方ではね、それで考えておりますけど、どこの家庭でね、その子供がそういう問題抱えてるのかってどういうふうに聞いて、見いだすんですか。区役所の方で窓口ありますいろいろ。でも、あっても、形だけです。行政として、形を作るのはすごい立派なんですよ。でも、実際何事でも内容が伴わないのが現状。失礼な言い方ですけど、役所は役所なりにね、一生懸命努力してると思えますよ。でも、現状的に、子ども救う手だてはどうしたらいいのか、わからないんですよ。いや、

ヤングケアラーになっているのか、本当に学校行きたくなくてうちにいるのか。どうやってそれを見ることなされてますか、手助けしようと思ってますか。やはりね、いつも私が区でもいうことは、一生懸命取りかかったことでも、役所の人間というのは3年か4年で異動してしまうんです。そのあとの引継ぎが全くなされてなくて今まで。ヤングケアラーだけではないんです。すべてそうです。ですのでね、これからを担う子供たちをどのようにして、明るい日本の中に生活できるようにするかっていうのは、民生委員ともども、いろんな研修をしてますけど、難しくてたどり着かないんです。本当に、こういう場を借りて、少しでも事例がありましたら、自分たちが持ち帰って、もう少しこういうふうにしましょうとか勉強する価値感あるんですけど、今もがいているのが現状です。今後ともね、本当に大変だと思いますよ。わからないのが現状ですから。学校の担任の先生でさえわからないんですね。多分、担任の方々がわかるわけがない。それでもやっぱりわかるようにして、すぐにはどうしたらいいのかなっていま模索しておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

#### (山中会長)

ありがとうございます。アウトリーチの仕方、中身、これから精査していただきたいというご意見として受けとめました。またヤングケアラーもこれから議事に上がってくる保育所もそうですが、人数、目に見えるニーズだけでは足りず、ニーズを掘り起こしていく必要がある分野だと思います。目に見えない部分を可視化するために、拠点によるケースカンファレンスも始められているわけですが、なかなか掘り起こせないニーズについて、今進行管理をしている事業の中ではスクールソーシャルワーカーなども関わって、評価がAになっている事業も、そのような観点で見たらどうなのかを意識しつつ、検討するという姿勢が大事ではないかと思います。

他にご意見いかがですか。

#### (小野委員)

子育て当事者の小野と申します。

資料4の1ページ目から2ページ目にかけて、中間見直しということで、改訂前後のこの表の見方が、もう一つ、ちょっと理解ができない。量の見込みというのがいわゆる需要量で、確保方策というのが量の見込みに対して市が目指す数字ということだと思うが、1ページにある幼稚園・認定こども園のところ、量の見込みが下方修正されているが、確保方策が上方修正されているところが、よくわからない。2ページ目の保育所のところでも、量の見込みが下方修正されているが、確保方策が上方修正されている。このあたりがどのいう経緯で、どのように算出されているのか。

**（幼児政策課長）**

まず一つ目の、幼稚園・こども園のところの話をさせていただきます。

量の見込みというのはこれからの予想される需要の推移、それから確保策はおっしゃる通り、どれくらい確保できるかっていうことなんですが、幼稚園・認定こども園に関しましては、これまでは、量の見込みと確保方策を同じ数字を採用しておりました。ただ、中間見直しの中で、この考え方について見直しまして、あくまで確保方策ということになると、施設の定員というのが適当であろうというふうになりまして、幼稚園・認定こども園の今の施設定員数を載せるように変えたものです。

これまでは単純に見込みと同じ数字を載せていたんですけども、それを見直しまして、あくまで確保策は、施設での定員、つまり受けられるキャパシティの最大限があります。そこまで確保できるということで、その数字がそのまま 2 万 4524 のまま推移して、令和 6 年度であっても幼稚園の場合は定員がほぼ変わらないので、そういう形で載せています。実際には今、幼稚園の方はだんだん少しずつ、利用者が減ってきてる方向ではあるんですけども、定員自体はこれまでも、これからは変わらないものですから、定員を確保方策として載せている形です。

**（小野委員）**

わかったような、わからないようなところがあるんですけど、そうするとその令和 4 年度までは、一緒の数にしていたのは、本来もっともっと多かったということですか。

**（幼児政策課長）**

そうですね。本来は、確保という意味では、定員いっぱいまでは確保できているわけですから、そこまでは確保できるんですけども、最初の時に定員を確保方策として採用しないで、見込みと同じ数を載せていたものを、考え方を改めたというところになります。あくまで確保方策ということであれば、定員の数すべてだろうということで、それを改めたということでございます。

**（小野委員）**

そうすると今までは定員という考えでは、その確保方策は記載していなかったということですか。

**（幼児政策課長）**

はい。見込みと同じ数を記載していたということで、この考え方自体を、当初の計画策定の時に整理をしていたんですけども、今回改定するにあたって、確保方策というのはやっぱり最大限施設側が受け入れられるキャパシティを載せるべきだったんじゃないかということで、定員を確保方策としています。

**（永富委員）**

これ改定後の令和 2 年度と令和 3 年度の数字は出ないんですか。資料では、いわゆる確保方策の改定前の数字がこのままで、改定後に斜線が全部引かれている。改訂前の確保方策に、同じ数字がでるのではないか。

**（山中会長）**

斜線の意味ですね。なぜ斜線になっていて、何も数字が書いていないのかということですね。保育所もそうですね。

**（子育て支援政策課）**

資料の表の作り方について、ご説明させていただきます。これは計画ということになりますので、令和 2 年度から 4 年度については、改訂前の数字で計画をすすめており、改定する際にはすでに終わってしまっている部分になりますので、今後の計画の改定として、数字を入れ替えての改定を行わないため、斜線という形としています。

**（山中会長）**

この表は、注目して欲しい部分は令和 5 年度から 6 年度だから、斜線になっているということですね。

**（子育て支援政策課）**

この議題の趣旨にも関わってくるんですけども、あくまでその実態に合わせて、将来的な視点での、令和 5 年度、6 年度の数値を改定するというのが今回趣旨でございますので、すでに計画が過ぎてしまい、現実として確定してしまっているものにつきましては、今回改訂の対象となっていないため、そういう意味では斜線ということで表記させていただいています。

**（山中会長）**

数字を出そうと思えば、出るけども、今回の焦点は、令和 5 年度、6 年度の改定なので、令和 2 年度から 4 年度は数字を変えないということでしょうか。

**（子育て支援政策課長）**

もしかしたら、令和 2 年から 4 年のところにも数字を入れたほうが、わかりやすかったかもしれませんが、今回、会長おっしゃる通り、令和 5 年、6 年度の計画上のところをちょっと注力してるところでございます。

**(山中会長)**

今回、確保方策のご質問がありましたけれども、そもそも観点を変えたということになりますので、確かに斜線のところの数値があると、わかりやすかったかもしれません。

**(子育て支援政策課長)**

ご指摘のところも含めて、今後、資料の作り方について、気を付けてまいりたいと思います。

**(山中会長)**

この定員数を載せるようにしたことで、確保方策の数値が変わっていますが、これから議題になる保育所の再編などもあり、幼稚園の定員に変えていくということでしょうか。

**(幼児政策課長)**

幼稚園に関しましては、認可自体は県の方がしていますけれども、認可定員自体は変える動きがありませんので、その数字を推計で出しています。

**(山中会長)**

他はどうでしょうか。

**(岡村正美委員)**

9 ページの最後のところなんですけれども、新規事業で、医療的ケア保育事業がありますが、事業内容のところに、恒常的に医療的ケアを必要とする児童を受け入れとありますけれども、受け入れているさいたま市内の保育所は何か所あるでしょうか。

**(保育課長)**

医療的ケアを必要とする児童を受け入れている保育園の数ですが、令和4年9月現在で、6園で16名の児童を受け入れてございます。令和3年4月では、4園で11人の児童を受け入れており、徐々にではありますが増えているという状況でございます。

**(岡村正美委員)**

今後受け入れる保育所は増えるということでしょうか。

**(保育課長)**



市で把握している医療的ケアを必要とする未就学児の人数が、42名いらっしゃいます。このうち全員が保育園への入園を希望するかどうかはわかりませんが、地域にバランスよく、例えば区に1園、2園と配置できるように努めているところでございます。

**(岡村正美委員)**

こういったところに、歯科医師会はまだ介入していない状況なんですけれども、口腔ケアも大切だと思うので、その辺のところは考えでしょうか。こういったお子さんは、経管栄養だとか、吸引だとかが必要ですね。看護師さんが、どこかにいて、あと主治医と連携とってやっていると思うんですけれども、歯科医師が入っていないですね。口腔ケアも必要だと思うので、歯科医師も連携できるように、したらどうかと思います。

**(保育課長)**

現時点では、経管栄養やたん吸引などが必要な児童が多いのですが、ご意見を踏まえまして、研究、検討してまいりたいと考えております。

**(岡村正美委員)**

よろしく申し上げます。

**(山中会長)**

ありがとうございます。重要なお意見だと思います。他ご意見いかがでしょうか。

**(須田委員)**

7ページと8ページの養育費に関することですが、養育費に関する公正証書の補助金と養育費の保証の補助金、そしてひとり親家庭の訪問相談事業の3点ですが、ひとり親家庭への訪問相談事業の方は1人親になった後からのものですが、その前の養育費の補助金についてはひとり親家庭になる以前のものだと思うんですが、例えば市役所の方で離婚届を出した時に、そのようなチェック項目を各窓口でするということでしょうか。離婚届を出してしまったあとで、この書類を作るというよりは、こちらの方の2点に関しては、離婚するための話し合いの時に必要になるじゃないですか。なので、市役所の方で、話し合いが終わった時点で離婚届を市役所に提出した時に、公正証書などを作ってるかどうかというチェック機能を今後受け付けで行うのかということ。

**（子育て支援政策課長）**

そういったチェック機能は考えてないんですけれども、事前にこういった事業を、離婚を前提として考えている方に対して、事業を周知してまいりたいと思いますけれども、戸籍の届出時に、そういったチェック項目を設けるということは考えておりません。

**（須田委員）**

そうすると、これはあくまでも、こういった事業がありますよというだけで、従来通り普通に特に取り決めもなく、届け出をしてしまう感じでしょうか。

**（子育て支援政策課長）**

養育費の取決めですので、今後お子さんの為に要する重要なものですから、こういった制度を事前に周知させていただいて、この事業を活用していただきたいという観点は我々持っておりますので、離婚の届出時にチェック項目を設けることは難しいので、あらかじめひとり親家庭になる方を含めて、広く周知させていただいて、事業を活用いただければと考えておりますので、周知に努めてまいりたいと思います。

**（須田委員）**

ありがとうございます。それではそのようにお願いいたします。

**（山中会長）**

ありがとうございます。他によろしいでしょうか。お願いします。

**（山本委員）**

2 ページの保育所等の1～2歳児の量の見込みと確保方策なんですけど、令和5年度の見込みが1万2883人に対して、確保方策が1万1700人となって、2000ぐらい届かないんですけれども、こちらの状況をちょっとご説明いただきたい。他の見直しの方は確保ができるという数字になると思いますが、これだけ唯一届いてないのと、あともう1点3ページの子供の生活状況等に関するアンケート回収状況ですが、こちらでも有効回収率ということでアンケートの回収ご苦労だったと思うんですけれども、ちょっと半数満たない回収率ですが、アンケートをできるだけ回収に努めていると思いますが、例年に比べてこの回収状況ちょっと落ち込んでいるのかとか、大体こんなもんなのか、アンケートの回収率の向上に向けて何か取り組まれた結果だったのかどうかそのあたりちょっと教えていただきたいので教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

### (のびのび安心子育て課長)

保育所の1歳から2歳の確保方策ですが、まずはこのもう一度全体的にですね、保育所の整備をして、2年間で定員数を約6000近く増やしたところでございます。その関係で、当市の場合、やはり1歳児から2歳児のところは待機児童として多い。ただし先ほど申しました通りに、6千人近く定員をふやした関係で、3歳児から5歳児のところはやっぱり新たにしたところに転園するっていう希望する保護者の方もなかなかおりません。そういった場合に、3歳児から5歳児のところ、定員が空いているところに、この1歳児をお預かりする、いわゆる???というものが市の方で取り組んでおります。その関係で、先ほど6千人ぐらい増やしたとお話したところですが、この部分についても、それを受入れるだけの十分なキャパシティがありますので、その場を利用して、1歳2歳は対応していく。そうしたときの計算で、逆算して計画が進められてきたっていうことで、計画しているところです。

### (子育て支援政策課長)

生活状況調査の関係ですけれども、前回の回収率が25.4%でございましたので、有効回収率については、微増したところです。もう1点広く周知したかというご質問でしたけども、もちろんホームページでありますとか、支援対象者含めて、直通郵送という形になりますけれども、我々としてもなるべく多くのご意見を承りたいという考えでございますので、そういったところで周知活動をさせていただいたところでございます。

### (山中会長)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。アンケートについてですが、4ページ目から書かれているような、小学生と中学生以上の対象比較の中身をどういうふうに理解するかはちょっと検討が要ると思います。支援対象の子どもたちはこうです、というような見方につながるようなことがあると問題です。また昨今の子育て状況は多様であり、比較して数字が出てくるのはわかりますが、これがどのような支援策を生み出すのかは、注意深く検討せねばならないと思います。

他によろしいでしょうか。

では、たくさんのご意見ありがとうございます。この議題につきましてはここまでとさせていただきます。

次に進みたいと思います。事前配布資料にもありましたが、「公立保育所のあり方に関する基本方針」について、執行部より報告事項の説明をお願いいたします。

## （保育課長）

保育課長の松尾です。それでは、資料5「公立保育所のあり方に関する基本方針」策定に向けた方向性について、説明させていただきます。

初めに、枠囲みの部分になりますが、本基本方針の策定の方向性を定めるに至った経緯について説明いたします。本市は、これまで保育の受皿整備を進めてまいりましたが、今後の保育需要の推計では、令和12年度まで増加し、その後、緩やかに減少していくと見込んでおります。一方で、公立保育所は、約7割の施設が築40年以上を経過し、順次施設更新の時期を迎えております。本市における保育の質の向上や多様化するニーズに対応していくために、今後の公立保育所が新たに担うべき役割と機能向上を含めた公立保育所のあり方を検討し、方向性を定めることといたしました。

次に、「公立保育所のあり方に関する基本方針」策定に向けた方向性の内容について、ご説明いたします。（1）策定の趣旨についてですが、本市の認可保育所は、公立・民間の区別なく保育を提供する役割を担ってまいりましたが、保育や子育て支援に対するニーズも多様化しており、これに対応していくために、公立保育所の機能強化を図る必要があるものと考えております。公立保育所の保育資源が限られている中、多様化するニーズに対応していくために、公立保育所を再編し、機能向上を推進していく「公立保育所のあり方に関する基本方針」を令和5年度に策定してまいりたいと考えております。

次に、（2）目指す姿についてですが、地域のどこでも保育所保育の専門性を生かした子供・子育てに関する支援がなされ、質の高い保育の提供が行われている状況を目指すものでございます。

続きまして、（3）公立保育所の方向性についてですが、①として、地域の基幹となる保育所として、地域のニーズに対応する子ども・子育ての支援を実施いたします。②として、あわせて、保育のニーズに対応する保育の質の向上とともに、多様な保育を提供する機能の強化を図ります。③として、これらの機能を確保するため、保育資源を集約しながら公立保育所の再編を行い、地域の基幹となる公立保育所を「基幹型公立園」として各区に1園程度設置いたします。④として、このほか、一部の公立保育所は、保育需要が比較的高くなく、近隣に民間保育所等が整備されていないなど、地域の状況に応じて保育の提供を行う公立保育所を「一般型公立園」として継続いたします。

次のページをご覧ください。（4）基幹型公立園としての新たな役割と強化する機能について、ご説明いたします。新たな役割として、地域のニーズに対応した子ども・子育ての支援の実施と、保育のニーズに対応した保育の質の向上、多様な保育の提供を担っていくこととしております。強化する機能といたしましては、①保育所保育の専門性を生かした地域の子供・子育て支援機能、②民間保育所等への支援・交流・連携機能、③保育の質の向上に資する人材の育成機能、④多様な保育

の提供機能、と整理しております。さらに、新たに実施する機能といたしまして、「(仮称) 医療的ケア児保育支援センター」の設置を考えております。本センターは、未就学児の医療的ケア児やその家族を対象とした相談や、保育所入所につなげる支援を行う、また、医療的ケアを実施する保育所に対しノウハウの提供等を行う施設として、令和5年度中の開設に向けて検討を進めております。

次に、(5) 公立保育所の再編についてですが、ア 基本的な考え方といたしまして、地域の状況に応じ、近隣に民間保育所等を整備するなど、地域の保育の受皿の確保を行いながら実施したいと考えております。その上で、イ 存続する園といたしましては、先行して取り組んでいる他都市の事例を見る限りでは、約半数程度の園となることを想定しておりますが、まず、基幹型公立園として、区役所に近い立地または比較的大規模園である公立保育所を設定いたします。また、一般型公立園として、公による保育の提供の継続を要する地域にある公立保育所を設定いたします。次に、ウ、統合や民営化する園といたしましては、「民営化等園」として、保育需要が比較的高く、近隣に民間保育所等の整備が見込まれるほか、地域や保育の受皿が確保されている地域など、民による保育の提供の継続が見込まれる地域にある公立保育所を設定いたします。なお、実際に再編等に着手するのはまだ先になりますが、その間にも老朽化は進行していくため、本検討と並行いたしまして老朽化に伴う建替えや修繕等は順次行っているところでございます。あわせて、土地建物を賃借して運営している公立保育園で老朽化が進んでいるものにつきましては、統合または廃止を先行して進めているところでございます。

次に、(6) 機能向上・再編の工程についてですが、令和5年度に「基本方針」を策定し、準備期間を経て、令和9年度から12年度までの間に基幹型公立園の設置(機能向上)と民営化の実施(再編)を開始。以降、毎年度数園程度民営化を実施し、保育資源の集約による更なる機能向上を段階的に進めてまいりたいと考えております。

最後に、(7) 策定までのスケジュールについてですが、昨年度に、本日説明しております基本方針の方向性をまとめております。今年度は、有識者、保護者、民間事業者等の様々な方の御意見を伺いながら検討をさらに進めてまいります。本日の報告もその一環でございます。そして令和5年度に、機能向上の内容や個別の園の方向性も含めた基本方針を策定してまいりたいと考えております。説明は以上となります。

#### (山中会長)

ありがとうございました。ただいま執行部より公立保育所のあり方に関する基本方針について説明がありましたけれども、こちらあらかじめ高野委員から、質問をご提出いただいております。別紙6の3番目。これについて、執行部から回答いただきたいと思っております。

### （保育課長）

事前にいただきました御意見や御質問等につきまして、御説明させていただきます。

1点目といたしまして、「すでに他市では基幹型公立園が行われているようですので、他市における課題や評価等を参考にさせていただきたいです」との御意見をいただいております。公立保育所のあり方につきましては、他都市ですでに先行事例がございます。例えば横浜市では「ネットワーク事務局園」、川崎市では「センター型施設」など、本市で検討している「基幹型公立園」と類似の働きや機能を持つ公立保育園の事例がございますので、検討に当たってはこうした事例を参考にし進めてまいります。

2点目といたしまして、「職員の配置（専門職や人数等）はどのように計画されているのでしょうか」との御質問をいただいております。公立保育所の再編に伴い、公立保育所の保育士の配置の充実を図り、機能向上を進めていく計画として検討しております。具体的な職員の配置、人数等については、現段階では検討中ではございますが、再編により確保した保育士につきまして、基幹型公立園に重点的に配置し、基幹型公立園の機能向上に充てていくとともに、既存園の体制の充実も図ってまいります。

3点目といたしまして、「地域とのつながり等も具体的にどのように計画されているのか」との御質問をいただいております。地域とのつながりとしては、現在、検討中であり、具体的な内容はこれからでございますが、基幹型公立園が「保育所保育の専門性を活用した地域の子育て家庭の支援」をしていくことや、専門的な機関・関連団体と連携していくことを考えております。

事前にいただきました御意見、御質問等は以上となります。委員の皆様には、本日、配布させていただきました意見シートにて、後日、11月11日を目途に、保育課宛てに御意見を賜りたいと存じます。意見シートにつきましては、後ほど、データでお送りさせていただきます。意見出しの前提の確認として御質問等がございましたら、今、お伺いしたいと思っております。

### （山中会長）

ありがとうございます。ご質問やご意見をお願いいたします。

### （大野委員）

公立保育所のあり方に関する基本方針ですが、令和5年度の基本方針の策定ということになっておりますので、これからいろんなことが進められていくと思うんですが、いわゆるハコモノ行政にならないように、中身ですよ。ハコモノ行政で終わらないということに関して、十分にご留意というか、ハコモノ行政といった

ら失礼ですが、そのような工事の発注をすることによって、経済効果、経済を潤す効果があるということも、存じ上げております。ただ、子供のことに関しては、先ほど、高野委員のご質問の中にもあります通り、建物というよりもやはりその中身や内容が非常に重要になってくると思いますので、そのあたりを基本方針のところに十分盛り込んでいただいて、計画等をねっていただければなというふうに思います。

**(山中会長)**

ありがとうございます。大変重要なことだと思います。他にはいかがですか。

**(清水委員)**

2点ございます。まず1点目ですが、多様な保育という表現が、具体的にどんな保育を指しているか。2点目が公立保育所の再編ですね。これはしかるべきと思うんですが、その中の「統合や民営化する」という民営化の部分ですが、民営化したときの、運営母体の移行を今現在どのように考えておられるかを教えてください。もう少し、突っ込むと、例えば一般企業は含まれてしまうとかというのを教えていただいていたいただきたいと思います。

**(保育課長)**

ただいまのご質問の1点目、多様な保育、というところですがけれども、保育ニーズの多様化として考えているのが、障害児や特別な支援、配慮が必要な子どもの保育、先ほど説明した医療的ケア児の受け入れ、また外国籍あるいは外国にルーツを持つ子どもや家庭への支援、そういったところが多様な保育ニーズとして、今後増えていくというように考えてございます。

またその他にも、地域のニーズとしては、子ども・子育てに関する悩みや不安の解消、子育て中の交流の場づくりなど、そういったことへの支援も必要と考えてございます。

続いて2点目、民営化にあたっての考え方ですがけれども、公立保育所を民営化していくという中で、今の公立保育所が担っている役割をしっかりと引き継げるようにしていきたいと考えておりました、運営母体として、どういった団体に引き渡すのかについても具体的にはこれから検討になりますが、やはり公共性がある、公共性がより強いところであるとか、公立保育所がこれまでやってきた、やっていることを引き継げるところ、そういったところに引き継いでいきたいという考えでございます。

**(清水委員)**

1点目はわかりました。2点目ですが、今のお話ですとまだ決まってないって

ことだと思うんですが、例えば現存する私立保育所あるいは私立幼稚園等でもし運営先が見つからないようなときは、一般企業もありうるってことですかね。

#### (幼児未来部長)

今のご質問に対してですけど、実際はまだ検討中という前提がありますが、今、保育園や幼稚園というような例示をしていただきましたけども、今現在、保育所については、社会福祉法人ですとか、株式会社なども参入していただいているところで、また最近は特に幼稚園の学校法人さんなどにも保育所に参入といいますか、加わっていただいているところがございますので、そういった既存の、そういう法人さんですとか、株式会社も今現時点では含めざるをえないんですが、どういう法人が、よりよいのか、公募という形にさせていただくとは思っているので、どういう運営母体がよしいのかっていうところを、皆様のご意見も踏まえながら、決めていきたいなと。なので、今現時点では、株式会社を排除ということでは考えてはおりません。

#### (清水委員)

わかりました。なぜ私がここにこだわったっていうと、保育の質の低下を招いた一因に、やっぱり株式会社の参入があったというふうに私は考えています。さいたま市の保育の質を担保するためにも、できるだけ株式会社を排除せよとは言わないですが、それでも、しかるべき法人に基本的には運営を委託するというような基本方針を打ち立てていただけると。そこに私がもしすごく危機感を抱いた場合には、私も手を挙げざるをえなくなる。それはもちろんやぶさかではないんですが、できるだけ株式会社の参入は避けていただければというふうに思います。

#### (山中会長)

ありがとうございます。

他の市でもこのように実施しているとのことですけども、高野委員の事前のご質問にもありますが、他市においてどういう課題が生じているか、保育の質、公共性という意味で評価できるのかできないのかという、本当にシビアな参考の仕方を求めるご質問だと思います。そこに関わってハコモノじゃないというご意見もそうですし、障害や医療的ケアを含む多様な保育は特に、子どもを受け入れますでは済まない、どう受け入れるのかが厳しく問われると思いますので、出たご意見を深く、重く捉えていただき、方針を固めていっていただきたいと思います。

他のご意見いかがでしょうか。私の中では5番の公立保育所の再編ですね。他市では実施しており、子供は減ってはいますが、今改めて保育の専門性が問われていることを強く感じる次第です。確かに民間保育所が増え、整備されたということですが、これまで公立だからできたことや大事にしてきたことが、民営化することでどれだけ守られるのかというところは、子どもの未来がかかっているのかな



り重要なポイントだと考えます。いろいろなところから危惧が示されておりますので、しっかり受けとめていただいて、ぜひ活かしていただきたいというふうに思います。

他にご質問いかがですか。

#### (永富委員)

先ほどから皆さんが言われてるように、ハコモノは本当に整っているし、いろいろな評価が全部A判定、ほとんどがA判定っていうのは、さいたま市ってすごいなっていうふうに改まってなんか思うんですが、やはり一番末端で、今いろんな施設を整えて、すごくされているんですが、離職率が高いですね、保育士さんとか。放課後児童クラブなんかもね、そっちを募集してるんですが、やはり皆さん、待遇改善っていうのをもっとPRして、子育てするならさいたま市なんで、その辺は、保育士さんたちの待遇も改善してここなら大丈夫よっていうふうに言われたら、もっと皆来てくれるんじゃないかな。特に若い人なんかも少なくなっ、いわゆる、もう定年を過ぎたような人に頼らなければいけないようなね。実情はそうなんですよね。だからそういうふうなところも、もちろんこの文章のありきたりな文章じゃなくて、その辺は考慮していただきたいなと思います。

#### (山中会長)

ありがとうございます。保育の専門性の確保は、待遇改善とセットだと思います。

#### (清水委員)

私は公立を民営化するものは、反対は別にしないです。それは行政としても、いろいろあると思います。ただどうしても教育は社会的に利潤を求めるものではないので、どうしても会社が入るとそっちに行くんです。そこが一番問題だと。先ほど処遇改善の話もありましたが、結局、会社は儲かればやりますが、儲かなければ簡単に撤退してしまう。私はそこが一番気がかりなところで、やっぱりこういうのに携わる人たちは、他のことも大切ではあるんですが、職場改善。お金だけではないけども、すごく大切だと思います。そのためにも良いですが、会社のような利潤を追求する組織がこういうのに参入することは、反対です。もうはっきり言います反対です。ですので、どうかご理解いただければと思います。

#### (山中会長)

ありがとうございます。たくさんの貴重なご意見どうもありがとうございました。どれもとても重要だと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でよろしいでしょうか

ではここで終わりとさせていただきます。委員の皆様には、会議の進

行にご協力いただき、どうもありがとうございました。

**【閉 会】**

**(事務局)**

会長並びに委員の皆様、本日は貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。次回の当分科会は、来年3月頃の開催を予定しております。日程につきましては、会長と調整のうえ、改めて皆様にお知らせいたしますので、よろしく願いいたします。それでは、以上を持ちまして、令和4年度第2回さいたま市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会を終了いたします。

本日はありがとうございました。